(三)　人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進は、人工知能関連技術の基礎研究から国民生活及び経済活動における活用に至るまでの各段階の関係者による取組を総合的かつ計画的に推進することを旨として、行うものとすること。

(四)　人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正な実施を図るため、人工知能関連技術の研究開発及び活用の過程の透明性の確保等の施策が講じられなければならないものとすること。

(五)　人工知能関連技術の研究開発及び活用は、国際的協調の下に推進することを旨とし、我が国が人工知能関連技術の研究開発及び活用に関する国際協力において主導的な役割を果たすよう努めるものとすること。

4　国等の責務等

国、地方公共団体、研究開発機関、活用事業者及び国民の責務等について定めることとした。（第四条～第一〇条関係）

5　基本的施策

(一)　国は、人工知能関連技術の基礎研究から実用化のための研究開発に至るまでの一貫した研究開発の推進等の施策を講ずるものとした。（第一一条関係）

(二)　国は、人工知能関連技術の研究開発及び活用に当たって必要となる大規模な情報処理、情報通信、電磁的記録の保管等に係る施設及び設備並びにデータセットその他の知的基盤を研究開発機関及び活用事業者が広く利用できるようにするため、これらの施設及び設備並びに知的基盤の整備及び共用の促進のために必要な施策を講ずるものとした。（第一二条関係）

(三)　国は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正な実施を図るため、国際的な規範の趣旨に即した指針の整備等の施策を講ずるものとした。（第一三条関係）

(四)　国は、地方公共団体、研究開発機関及び活用事業者と緊密な連携協力を図りながら、人工知能関連技術の基礎研究から国民生活及び経済活動における活用に至るまでの各段階において必要となる専門的かつ幅広い知識を有する多様な分野の人材の確保等に必要な施策を講ずるものとした。（第一四条関係）

(五)　国は、国民が広く人工知能関連技術に対する理解と関心を深めるよう、人工知能関連技術に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実等の施策を講ずるものとした。（第一五条関係）

(六)　国は、国内外の人工知能関連技術の研究開発及び活用の動向に関する情報の収集、不正な目的又は不適切な方法による人工知能関連技術の研究開発又は活用に伴って国民の権利利益の侵害が生じた事案の分析及びそれに基づく対策の検討その他の人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に資する調査及び研究を行い、その結果に基づいて、活用事業者等に対する指導、助言、情報の提供等の施策を講ずるものとした。（第一六条関係）

(七)　国は、人工知能関連技術の研究開発及び活用に関する国際協力を推進するとともに、国際的な規範の策定に積極的に参画するものとした。（第一七条関係）

6　人工知能基本計画

政府は、基本理念にのっとり、基本的施策を踏まえ、人工知能基本計画を定めることとした。（第一八条関係）

7　人工知能戦略本部

内閣に、人工知能戦略本部を置くこと等とした。（第一九条～第二八条関係）

8　施行期日等

(一)　政府は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する諸施策についての国際的動向等を勘案しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。（附則第二条関係）

(二)　この法律の施行に関し、関係法律について所要の規定の整備を行うこととした。（附則第三条及び第四条関係）

(三)　この法律は、別段の定めがある場合を除き、公布の日から施行するものとした。

◇公職選挙法施行令の一部を改正する政令（政令第二〇〇号）（総務省）

1　選挙運動用通常葉書、選挙運動用ビラ、選挙事務所の立札及び看板の類、選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板の類、選挙運動用ポスター並びに個人演説会場の立札及び看板の類の作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げることとした。（第一〇九条の七、第一〇九条の八、第一一〇条の二～第一一〇条の四、第一二五条の三及び第一三二条の三の二関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇災害対策基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第二〇一号）（内閣府本府）

1　災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五一号）の一部の施行に伴い、大規模災害からの復興に関する法律施行令等について所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（政令第二〇二号）（厚生労働省）

一　児童福祉法施行令の一部改正関係

小児慢性特定疾病医療費、肢体不自由児通所医療費及び障害児入所医療費に係る負担上限月額の算定方法における所得区分の一部を八〇万円から八〇万九、〇〇〇円とすることとした。（第一二条第一項第五号、第二五条の一三第一項第三号及び第二七条の一三第一項第三号関係）

二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正関係

自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費に係る負担上限月額の算定方法における所得区分の一部を八〇万円から八〇万九、〇〇〇円とすることとした。（第三五条第四号及び第四二条の四第一項第三号関係）

三　難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部改正関係

特定医療費の支給に係る負担上限月額の算定方法における所得区分の一部を八〇万円から八〇万九、〇〇〇円とすることとした。（第一条第一項第五号関係）

四　施行期日等

1　この政令の施行に際し必要な経過措置を設けることとした。（附則第二項～第四項関係）

2　この政令は、令和七年七月一日から施行することとした。

◇健康保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第二〇三号）（厚生労働省）

一　健康保険法施行令の一部改正関係

高額療養費算定基準額が一万五、〇〇〇円となる者に係る総所得金額の算定における公的年金等控除額を八〇万六、七〇〇円とすることとした。（第四二条第三項第六号関係）

二　船員保険法施行令の一部改正関係

高額療養費算定基準額について、一に準じた改正を行うこととした。（第九条第三項第六号関係）

三　国民健康保険法施行令の一部改正関係

高額療養費算定基準額について、一に準じた改正を行うこととした。（第二九条の三第四項第六号関係）

四　高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正関係

高額療養費算定基準額について、一に準じた改正を行うこととした。（第一五条第一項第六号関係）

五　介護保険法施行令の一部改正関係

高額介護サービス費等について、支給段階の判定基準の一部を八〇万九、〇〇〇円とすることとするほか、所要の規定の整備を行うこととした。（第二二条の二の二第九項、第二二条の三第七項第二号へ及び第二九条の二の二第九項関係）

六　施行期日等

1　この政令の施行に際し必要な経過措置等を設けることとした。（附則第二条～第一〇条関係）

2　この政令は、別段の定めがあるものを除き、令和七年八月一日から施行することとした。